### 西宮市通級による指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の規定に基づき、西宮市立の小学校、中学校若しくは義務教育学校の通常の学級に在学する児童若しくは生徒(以下「児童等」という。)に対して当該児童等が在学する小学校、中学校若しくは義務教育学校(以下「在学校」という。)に配置された学校生活支援教員が通級による指導(以下「自校通級による指導」という。)を行う場合、児童等に対して在学校以外に配置された学校生活支援教員が通級による指導(以下「巡回による指導」という。)を行う場合、児童等に対して他の小学校、中学校若しくは義務教育学校に配置された難聴通級指導教員が通級による指導(以下「他校通級による指導」という。)を行う場合、特別支援学校の小学部若しくは中学部の教員による指導(以下「県立学校における他校通級による指導」)を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

#### (通級による指導の開始)

- 第2条 校長は、児童等に自校通級による指導を受けさせることが適切である場合は、西宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対し、様式第1号によりその旨を届け出るものとする。また、校長は、児童等に巡回による指導を受けさせることが適切である場合は、教育委員会に対し、様式第1号によりその旨を届け出るとともに、様式第1号の写しを学校生活支援教員が配置された学校(以下「拠点校」という。)に送付するものとする。また、校長は、児童等に他校通級による指導を受けさせることが適切である場合は、教育委員会に対し、様式第1号によりその旨を届け出るとともに、様式第1号の写しを難聴通級指導教員が配置された学校(以下「難聴拠点校」という。)に送付するものとする。
- 2 前項の届出にあたって、在学校の校長は、あらかじめ校内委員会等の意見を聴取する ものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の届出を受けた児童等について、自校通級による指導又は巡回 による指導を受けさせることが適切と認める場合は、在学校の校長に対し、様式第2号 により通知するものとする。
- 4 教育委員会は、第1項の届出を受けた児童等について、他校通級による指導を受けさせることが適切と認める場合は、在学校の校長並びに難聴拠点校の校長に対し、様式第2号により通知するものとする。
- 5 県立学校における他校通級による指導の開始については、別に定めるものとする。

(開始に係る兵庫県教育委員会への届出)

第3条 教育委員会は、前条第1項の届出を受け、通級による指導を受けさせることが適切と認めた場合は、兵庫県教育委員会に対し、当該児童等の名前等を届け出るものとする。なお、その際の様式については別に定めるものとする。

# (特別な教育課程の編成)

- 第4条 様式第2号による通知を受けた拠点校又は難聴拠点校の校長は、教育委員会に対し、様式第3号により、当該児童等の特別な教育課程の編成について届け出るものとする。
- 2 様式第2号による通知を受けた巡回による指導を受ける児童等が在学する在学校の校 長は、拠点校の校長と協議を行った上で、教育委員会に対し、様式第3号により、当該 児童等の特別な教育課程の編成について届け出るとともに、様式第3号の写しを拠点校 に送付するものとする。
- 3 様式第2号による通知を受けた他校通級による指導を受ける児童等が在学する在学校 の校長は、難聴拠点校の校長と協議を行った上で、教育委員会に対し、様式第3号によ り、当該児童等の特別な教育課程の編成について届け出るとともに、様式第3号の写し を難聴拠点校に送付するものとする。

# (個別の教育支援計画等の作成)

第5条 自校通級による指導、巡回による指導、他校通級による指導又は県立学校における他校通級による指導を受ける児童等の在学校の校長は、通級による指導を行う教員及び関係機関等と連携して、本人・保護者と共に個別の教育支援計画を作成し、教育委員会に提出するとともに、個々の児童等の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し、教育委員会に提出するものとする。

#### (通級による指導の終了)

- 第6条 校長は、自校通級による指導を受けている児童等について当該指導を受けさせることが適切でなくなったものと判断する場合は、教育委員会に対し、様式第4号によりその旨を届け出るものとする。また、校長は、巡回による指導を受けている児童等について、通級による指導を受けさせることが適切でなくなったものと判断する場合は、教育委員会に対し、様式第4号によりその旨を届け出るものとする。また、校長は、他校通級による指導を受けている児童等について、通級による指導を受けさせることが適切でなくなったものと判断する場合は、教育委員会に対し、様式第4号によりその旨を届け出るものとする。
- 2 前項の届出にあたって、在学校の校長は、あらかじめ校内委員会等の意見を聴取する ものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の届出を受けた児童等について、自校通級による指導又は巡回

による指導を受けさせることが適切でなくなったと認める場合は、在学校の校長に対し、 様式第5号により通知するものとする。

- 4 教育委員会は、第1項の届出を受けた児童等について、他校通級による指導を受けさせることが適切でなくなったと認める場合は、難聴拠点校の校長に対し、様式第5号により通知するものとする。
- 5 県立学校における他校通級による指導の終了については、別に定めるものとする。

(終了に係る兵庫県教育委員会への届出)

第7条 教育委員会は、前条第1項の届出を受けた児童等について、通級による指導を終 了することが適切と認めた場合は、兵庫県教育委員会に対し、当該児童等の名前等を届 け出るものとする。なお、その際の様式については別に定めるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、西宮市通級による指導実施について必要な事項は、 別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 訓

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。